

第 66 回人口・社会統計部会議事概要

1 日 時 平成 27 年 12 月 22 日 (火) 9:55~10:38

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

(部 会 長) 白波瀬 佐和子

(委 員) 嶋崎 尚子、永瀬 伸子

(専 門 委 員) 水野谷 武志

(審議協力者) 財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県

(調査実施者) 総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室：江刺室長ほか

(事 務 局) 内閣府大臣官房統計委員会担当室：廣瀬調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 「社会生活基本調査の変更について」

5 概 要

前回の部会審議において整理、報告等が求められた事項（集計事項の変更案）について審議が行われた後、委員意見及び調査実施者の発言を踏まえ、前回までの部会で審議された「報告を求める事項の変更」の一部について改めて審議が行われた。

その後、答申案の審議が行われ、一部、所要の修正を行うことを前提に部会として了承された。答申案の修正については部会長に一任され、所要の修正を行った後、第 94 回統計委員会（平成 28 年 1 月 21 日開催予定）において部会長から報告することとされた。

主な意見は以下のとおり。

<主な意見>

(1) 報告を求める事項の変更

ア 「在学・在園の状況」について

本調査事項については、保育所、幼稚園等に在園している子供の「ふだんの在園時間」の区分（「4 時間以下」、「5 ~ 7 時間」、「8 ~ 11 時間」、「12 時間以上」）のうち、「12 時間以上」については、他の統計調査（平成 24 年地域児童福祉事業等調査（厚生労働省所管の一般統計調査））の結果等を踏まえると、回答数は少数に止まる可能性があることなどから、見直す必要があるのではないか。

→ 「ふだんの在園時間」の区分については、子ども・子育て支援新制度において、通常の保育時間が 8 時間の「保育短時間」と 11 時間の「保育標準時間」が設定されたこと等を踏まえて設定したものであるが、委員からの指摘を踏まえ、「8 ~ 11 時間」及び「12 時間以上」の区分をそれぞれ「8 ~ 10 時間」及び「11 時間以上」に修正することとしたい。

イ 「スマートフォン、パソコンなどの使用状況」等について

本調査事項において、「交際・つきあい・コミュニケーション」の対象の区分のうち「友人・知人」については、報告者が回答するに当たり紛れが生じないよう、実際に会ったことのない人は含まないことを調査票に明記することとしたい。

(2) 答申案について

- ・ 今後の課題として、今回のオンライン調査の実施状況に係る検証結果も踏まえ、次回調査（平成 33 年調査）に向けて、パソコン以外に、スマートフォンやタブレット等の他の情報通信機器による回答が可能となるよう検討する必要があることを指摘することとしたい。
- ・ 答申案については、今回の部会審議を踏まえ、上記（1）ア及びイ並びに今後の課題について所要の修正を行うことを前提に、部会として了承する。答申案は所要の修正を行い、第 94 回統計委員会（平成 28 年 1 月 21 日開催予定）において報告することとしたい。

6 次回予定

審議が全て終了し、答申案について部会として了承されたことから、平成 28 年 1 月 21 日（木）に開催予定の統計委員会において答申案を諮ることとされた。